



KAWASAKI CITY

環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成22年6月11日

川崎市環境影響評価に関する条例第19条に基づき「(仮称)川崎区小田栄計画」に係る条例環境影響評価準備書の縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目33番1号 ナイス株式会社 代表取締役社長 平田 恒一郎
	指定開発行為の名称	(仮称)川崎区小田栄計画
	指定開発行為の種類	住宅団地の新設(第3種行為) 大規模建築物の新設(第2種行為)
	指定開発行為を実施する区域	川崎市川崎区小田栄二丁目3番24
	指定開発行為の目的	共同住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積:約13,718㎡ 計画人口(計画戸数):1,485人(495戸) 延べ面積:約60,260㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定:平成23年3月 完了予定:平成25年3月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間:平成22年6月11日(金)から 平成22年7月26日(月)まで 土曜日、日曜日等閉庁日は除く 時間:午前8時30分から午後5時まで
	縦覧場所	川崎区役所、川崎区役所田島支所及び本庁(環境局環境評価室)
	意見書の提出	<ul style="list-style-type: none"> 縦覧の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 提出された意見書は個人情報を伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限:平成22年7月26日(月) (郵送の場合は、平成22年7月26日消印有効) 提出先:川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号:044-200-2156 http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm